

北上市告示甲第38号

北上市若者及び移住者向け空き家取得補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第41号）の一部を次のように改正し、令和6年6月1日から施行する。

令和6年5月31日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（定義） 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 空き家バンク 市内にある空き家の所有者が、一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会に所属し市内に事業所を置く事業者と空き家の売買又は賃貸に係る媒介契約を結んだ上で市に申請し、市が当該空き家の売買や賃貸に係る情報をインターネット上のホームページに掲載して空き家の有効活用を図る事業をいう。 (6) [略]	（定義） 第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 空き家バンク 市内にある空き家の所有者が、一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岩手県本部に所属し市内に事業所を置く事業者と空き家の売買又は賃貸に係る媒介契約を結んだ上で市に申請し、市が当該空き家の売買や賃貸に係る情報をインターネット上のホームページに掲載して空き家の有効活用を図る事業をいう。 (6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	